

令和7年度行政経営研究会



日時 令和7年4月25日（金）
午後2時～
会場 ウェブ会議
（静岡県庁別館7階第三会議室）

次 第

1 開会

2 会長あいさつ

3 副会長指名

4 議事

（1）行政経営研究会設置要綱の改正

資料1

（2）令和6年度活動報告及び令和7年度研究事項

資料2

（3）意見交換

5 閉会

新 旧 対 照 表

行政経営研究会設置要綱

改正前	改正後																								
<p>第4条 (略)</p> <p>2 研究会に会長及び副会長を置き、それぞれ次の表に掲げる者をもって充てる。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">会 長</td> <td>静岡県 経営管理部次長</td> </tr> <tr> <td>副会長</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>3～6 (略)</p> <p>第6条</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 事務局は、第4条第2項の表に規定する副会長の属する市及び町の研究会担当課、静岡 市長会町村会総合事務局、静岡県経営管理部市町行政課をもって構成する。</p> <p>4 事務局に事務局長を置き、事務局長は、静岡県経営管理部参事（地域振興担当）をもつて 充てる。</p> <p>別表（第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">行政経営研究会の構成員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 20%;">静岡県</td> <td>静岡県 経営管理部次長 静岡県 経営管理部 参事（地域振興担当） 静岡県 経営管理部 市町行政課長 (略)</td> </tr> <tr> <td>静岡市内市町</td> <td>(略) 掛川市 企画政策部長 (略)</td> </tr> <tr> <td>静岡市長会町村 会総合事務局</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	会 長	静岡県 経営管理部次長	副会長	(略)	行政経営研究会の構成員		静岡県	静岡県 経営管理部次長 静岡県 経営管理部 参事（地域振興担当） 静岡県 経営管理部 市町行政課長 (略)	静岡市内市町	(略) 掛川市 企画政策部長 (略)	静岡市長会町村 会総合事務局	(略)	<p>第4条 (略)</p> <p>2 研究会に会長及び副会長を置き、それぞれ次の表に掲げる者をもって充てる。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">会 長</td> <td>静岡県 総務部次長</td> </tr> <tr> <td>副会長</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>3～6 (略)</p> <p>第6条</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 事務局は、第4条第2項の表に規定する副会長の属する市及び町の研究会担当課、静岡 市長会町村会総合事務局、静岡県総務部市町行政課をもって構成する。</p> <p>4 事務局に事務局長を置き、事務局長は、静岡県総務部参事（地域振興担当）をもつて充て る。</p> <p>別表（第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">行政経営研究会の構成員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 20%;">静岡県</td> <td>静岡県 総務部次長 静岡県 総務部 参事（地域振興担当） 静岡県 総務部 市町行政課長 (略)</td> </tr> <tr> <td>静岡市内市町</td> <td>(略) 掛川市 経営企画部長 (略)</td> </tr> <tr> <td>静岡市長会町村 会総合事務局</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	会 長	静岡県 総務部次長	副会長	(略)	行政経営研究会の構成員		静岡県	静岡県 総務部次長 静岡県 総務部 参事（地域振興担当） 静岡県 総務部 市町行政課長 (略)	静岡市内市町	(略) 掛川市 経営企画部長 (略)	静岡市長会町村 会総合事務局	(略)
会 長	静岡県 経営管理部次長																								
副会長	(略)																								
行政経営研究会の構成員																									
静岡県	静岡県 経営管理部次長 静岡県 経営管理部 参事（地域振興担当） 静岡県 経営管理部 市町行政課長 (略)																								
静岡市内市町	(略) 掛川市 企画政策部長 (略)																								
静岡市長会町村 会総合事務局	(略)																								
会 長	静岡県 総務部次長																								
副会長	(略)																								
行政経営研究会の構成員																									
静岡県	静岡県 総務部次長 静岡県 総務部 参事（地域振興担当） 静岡県 総務部 市町行政課長 (略)																								
静岡市内市町	(略) 掛川市 経営企画部長 (略)																								
静岡市長会町村 会総合事務局	(略)																								

(目的)

第1条 静岡県及び静岡県内市町（以下「**縣市町**」という。）は、静岡県全体の行政運営の効率化、最適化を目指し、**縣市町**及び静岡県内市町間の連携を促進するとともに、**縣市町**で共通する行政課題の解決に向けた研究及び検討（以下「**研究等**」という。）を行うため、行政経営研究会（以下「**研究会**」という。）を設置する。

(研究等の対象)

第2条 研究会における研究等の対象は次のとおりとする。

- (1) 行政運営に係る事項であって、**縣市町**が連携して研究等を行うことにより静岡県全体の行政運営の効率化、最適化に資すると見込まれるもの（既に解決に向けた研究又は検討の仕組みがあるものを除く。）
- (2) その他研究会が必要と認めるもの

(所掌事務)

第3条 研究会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) **縣市町**が連携して研究等を行う事項（以下「**研究事項**」という。）の決定に関すること
- (2) 研究事項に係る部会の設置の決定に関すること
- (3) 研究等の進捗管理に関すること
- (4) 研究等の結果を踏まえた**縣市町**の具体的取組方針の決定に関すること
- (5) 研究等及び**縣市町**の連携促進等に係る連絡調整に関すること
- (6) その他研究会の目的の達成に必要な事項に関すること

(研究会)

第4条 研究会は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。

2 研究会に会長及び副会長を置き、それぞれ次の表に掲げる者をもって充てる。

会 長	静岡県 総務部 次長
副会長	静岡県内市町の構成員のうちから会長が指名する者（市及び町それぞれ1名とする。）

- 3 研究会の会議は、会長が招集し、これを主宰する。
- 4 副会長は、会長を補佐する。
- 5 会長は、必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見等を聴取することができる。
- 6 会長に事故があるとき又は不在のときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(部会)

第5条 部会は、研究会が決定した研究事項（以下「**決定研究事項**」という。）の具体的な研究等を行うため、研究会の決定により設置する。ただし、会長は、急を要するため研究会を招集する時間的な余裕がないなど必要と認めるときは、副会長に協議の上、研究事項及

び部会の設置を決定することができる。

- 2 会長は、前項ただし書きの規定による措置については、次の研究会の会議において報告するものとする。
- 3 部会は、決定研究事項に係る研究等の結果を踏まえた県市町の具体的取組方針案を作成し、研究会に報告するものとする。
- 4 部会は、静岡県及び参加を希望する静岡県内市町の決定研究事項に関係する職員をもって構成する。
- 5 部会に部会長を置き、部会長は、部会の構成員の互選により定める。
- 6 部会の会議は、部会長が招集し、これを主宰する。
- 7 部会長は、必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見等を聴取することができる。
- 8 部会長に事故があるとき又は不在のときは、あらかじめ部会長が指名する者がその職務を代理する。
- 9 部会の庶務は、決定研究事項を所管する静岡県担当課室において処理し、事務局がその支援をするものとする。

(事務局)

第6条 研究会の所掌に係る企画、協議及び調整並びに庶務等を行うため、事務局を設置する。

- 2 事務局は、県市町から提案のあった研究希望事項（以下「研究希望事項」という。）のうち、静岡県全体の行政運営の効率化・最適化に資すると見込まれる研究事項案を選定し、研究会及び会長に報告するものとする。
- 3 事務局は、第4条第2項の表に規定する副会長の属する市及び町の研究会担当課、静岡県市長会町村会総合事務局、静岡県総務部市町行財政課をもって構成する。
- 4 事務局に事務局長を置き、事務局長は、静岡県総務部参事（地域振興担当）をもって充てる。

(課題検討会)

第7条 事務局は、研究希望事項の検討等を行うために必要と認めるときは、課題検討会を設置することができる。

- 2 課題検討会は、静岡県及び参加を希望する静岡県内市町の研究希望事項に関係する職員をもって構成する。
- 3 課題検討会の会議は、事務局が招集する。
- 4 事務局は、必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見等を聴取することができる。
- 5 課題検討会の庶務は、課題検討会の設置を希望した静岡県内市町または事務局において処理し、研究希望事項に関係する静岡県担当課室がその支援を行うものとする。

(会議の公開)

第8条 研究会及び部会の会議は公開を原則とする。ただし、研究会又は部会で協議の上、非公開とすることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月25日から施行する。

別表（第4条関係）

行政経営研究会の構成員	
静岡県	静岡県 総務部 次長 静岡県 総務部 参事（地域振興担当） 静岡県 総務部 市町行財政課長 静岡県 賀茂地域局長 静岡県 東部地域局長 静岡県 中部地域局長 静岡県 西部地域局長
静岡県内市町	静岡市 総合政策局長 浜松市 総務部長 沼津市 政策推進部長 熱海市 経営企画部次長 三島市 企画戦略部長 富士宮市 総務部長 伊東市 企画部長 島田市 行政経営部長 富士市 総務部長 磐田市 企画部長 焼津市 行政経営部長 掛川市 経営企画部長 藤枝市 企画創生部長 御殿場市 企画戦略部長 袋井市 企画部長 下田市 財務課長 裾野市 市長戦略部長 湖西市 企画部長 伊豆市 総務部長 御前崎市 総務部長 菊川市 企画財政部長 伊豆の国市 総務部長 牧之原市 総務部長 東伊豆町 総務課長 河津町 総務課長 南伊豆町 総務課長 松崎町 総務課長 西伊豆町 総務課長 函南町 総務部長 清水町 企画課長 長泉町 総務部長 小山町 企画総務部長 吉田町 企画課長 川根本町 総務課長 森町 参事兼総務課長
静岡州市長会町 村会総合事務局	事務局長

行政経営研究会

令和6年度活動報告及び令和7年度研究事項

令和7年4月25日

1

令和6年度及び令和7年度の研究事項(案)

【部会】

令和6年度 (3)	取扱い	令和7年度(3)
A ファシリティマネジメントの推進	継続	A ファシリティマネジメントの推進
B ICT利活用	継続	B ICT利活用
C 公民連携・協働	継続	C 公民連携・協働

【課題検討会】

令和6年度 (8)	取扱い	令和7年度(8)
a 権限移譲事務受入体制の検討	継続	a 権限移譲事務受入体制の検討
b 地方公会計の活用	継続	b 地方公会計の活用
c マイナンバーカードの利活用等	継続	c マイナンバーカードの利活用等
d 指定金融機関等に対する手数料	継続	d 指定金融機関等に対する手数料
e 持続的な土木インフラ維持	継続	e 持続的な土木インフラ維持
f 多文化共生施策の推進	継続	f 多文化共生施策の推進
g 県内中小企業における人材確保対策	継続	g 県内中小企業における人材確保対策
h 文化芸術と多分野との連携による地域活性化	継続	h 文化芸術と多分野との連携による地域活性化

A ファシリティマネジメントの推進（行政経営課）

令和6年度の活動実績

○「FM研究会」の開催

－議題「公共施設等総合管理計画について」

(1) R6.5 書面による意見交換（全市町）

(2) R6.6.17 少人数のグループによる意見交換（8市町）

○「静岡県官民連携実践塾（官民連携プラットフォーム）」の開催

(1) 第1回（R6.8.7）

－対面による意見交換（サウンディング）（9案件）

(2) 第2回（R7.1.15）

－対面による意見交換（サウンディング）（7案件）

－講演会「スモールコンセッション～官民連携のこれから～」

3

A ファシリティマネジメントの推進（行政経営課）

令和7年度の活動方針（検討中）

○「資産経営研究会」の開催（新規）（「FM研究会」に国を加え実施）

－議題「県有施設等との集約化・複合化の検討について」

・保有施設情報、未利用財産（予定を含む）、

施設の新設及び建替計画等について、情報共有を行う。

・上記結果に基づき、公共施設の集約化・複合化、未利用財産・未利用スペースの活用等の可能性について、研究・意見交換する。



○静岡県官民連携実践塾（官民連携プラットフォーム）の開催（継続）

・市町合同で継続して実施する。

・どの市町でも参加・見学できる体制を構築する。

・参加者を増やす方法について検討する。



4

B ICT利活用(デジタル戦略課)

令和6年度の活動実績

○行政サービスのDX支援

- ・県内市町の書かない窓口に関する取組事例紹介
- ・国が進めるデータ連携基盤の共同利用に関する情報提供

○市町のDX支援

- ・外部アドバイザーによるガバメントクラウドに関する講演・トレーニング
- ・県の生成AIの活用事例紹介
- ・県のセキュリティ対策やアナログ規制の見直しに関する取組事例紹介

5

B ICT利活用(デジタル戦略課)

令和7年度の活動方針

○市町のDX支援

- ・県のデジタル人材育成に関する取組紹介
- ・eラーニングサービスの共同調達に向けた検討
- ・情報システム標準化・共通化に関する情報提供

○国の最新情報等の提供

- ・デジタル庁、総務省等の取組の情報提供

6

C 公民連携・協働（行政経営課）

令和6年度の活動実績

○ 指定管理者制度

- ・「静岡県施設紹介フェア2024」の開催（R6.8.7）

参加者：4自治体

（県、浜松市、掛川市、静岡市）

開催内容

- (1) 個別ブースでの施設紹介及び相談（4自治体5ブース）
- (2) 希望企業等への施設紹介資料配布（会場に配架：4自治体44施設）

【R6開催の様子】



- ・指定管理者制度WGの開催（①R6.10書面開催／②R7.2書面開催）
 - － 市町提案に基づく指定管理者制度に関する課題解決、情報共有
 - － 各市町の要望に基づき書面にて開催

7

C 公民連携・協働（行政経営課）

令和7年度の活動方針

○ 指定管理者制度

- ・「静岡県施設紹介フェア2025」の開催（R7.8開催予定）

対面イベント形式での開催を計画予定

- ・指定管理者制度WGの開催（年2回を予定）

- － 市町提案に基づく指定管理者制度に関する課題解決、情報共有
- － 各市町の要望に基づき書面にて開催予定

【参考】指定管理者制度WG R6議題一覧

区分	議題	区分	議題
第1回	指定期間の設定について	第2回	指定管理者制度導入から業務開始までのスケジュールについて
第1回	指定管理者選定時の取組について	第2回	指定管理者に係る議会への上程時期について
第1回	指定管理料上限額の設定について（人件費の高騰への対応等）	第2回	指定管理料の上限額の根拠について
第1回	指定管理者の応募者増加に向けた取組について	第2回	指定管理料上限額協議時の対応について
第1回	指定管理先を非公募による振興公社と限定した場合について	第2回	指定期間中の人件費の見直しについて
第1回	指定管理者選定に係る提案書類の開示について	第2回	指定管理業務の収支状況の確認方法について
第1回	指定管理区域における土地の貸付について	第2回	指定管理者の選定方法について
第1回	継続的・安定的なサービスの確保について	第2回	指定管理選定手続きに係る情報公開について
第1回	非公募施設における評価及び委託料について	第2回	現指定管理者が作成した文書に係る情報公開について
第1回	社会情勢等の変動（金利・物価等の上昇）によるリスク分担について	第2回	キャッシュレス決済の導入状況について
第1回	モニタリングの実施について	第2回	工事等による閉鎖に伴う指定管理者への補償について
第1回	施設使用料の改定予定について	第2回	指定管理者に法人格等の変更があった場合の対応について
第1回	第3セクター事務所が施設内に設置されている場合の取扱いについて	第2回	貸し館施設の使用料不還付期日について
第1回	指定管理の業務の範囲について	第2回	施設備品の更新等について

8

a 権限移譲事務受入体制の検討(市町行財政課)

令和6年度の活動実績

【活動方針】

県から市町に権限移譲された事務のうち、市町又は県部局から執行主体の見直し(市町からの事務の返還)の意向が示され、具体の検討が必要と判断された事務について、その妥当性の検証を行う。

【活動実績】

- ・県・市町権限移譲推進協議会での「静岡県権限移譲方針」の概要説明と移譲事務の点検の実施の協力依頼[4月]
- ・該当案件がなく課題検討会は未開催

令和7年度の活動方針

令和6年度と同様、市町及び県部局を対象とした調査を行い、検証すべき案件が生じた場合には、課題検討会において執行主体の見直しの妥当性に関する検証を行う。

9

b 地方公会計の活用(市町行財政課)

<地方公共団体の財政運営上の課題>

- ・従来からの行政サービスを維持するための財源が不足
- ・基金を取崩して予算編成を行う団体の発生

持続可能な
財政運営への
赤信号

自ら原因を**分析**し、**予見性をもった財政運営**の実現を図る

公会計の活用

中長期財政シミュレーション
公共施設総合管理計画 など

- ・シミュレーション、計画の精度UP
- ・データの客観性担保

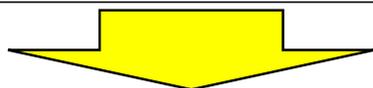
10

b 地方公会計の活用(市町行財政課)

<R6年度の活動実績>

(1) 指定管理者制度導入施設の損益分岐点分析

公共施設の維持管理費の増大が課題となる中で、指定管理者制度を適切に運用することが求められる。



(2) 固定費・変動費の仕訳

管理経費を固定費・変動費に仕分け、損益分岐点分析を実施

→ 現状の実績報告では指定管理者制度の十分な評価は困難

<R7年度活動方針>

○中長期財政見通しの作成に向けた研究【新規】

- ・財務書類を活用し決算を分析
- ・中長期財政見通しと決算との間で大きな差が生じている項目の設定方法を検証



既存の中長期財政見通しの作成方法を検証



<将来的な目標>

より現実的な推計による中長期財政見通しの作成

※総務省も中長期財政計画のバージョンアップの必要性を言及 11

c マイナンバーカードの利活用等(市町行財政課)

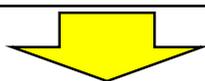
令和6年度の活動実績

【活動方針】

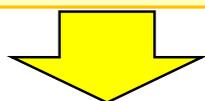
マイナンバーカード(以下、マイナカード)の利活用に関する全国の先進・優良事例の共有等

【活動実績】

- ・国等の動向の把握(令和7年3月に導入される運転免許証とマイナカードの一体化の準備状況や各市町において対応が必要となる事項についての情報共有など)[8月]
- ・全国の市町村におけるマイナカードの独自利活用事例(先進事例)の情報共有～ 総務省の地域情報化アドバイザー派遣制度の活用[10月]



これまでの国や各市町の取組により、本県におけるマイナカードの保有率は80.8%(R7.3.31現在)



令和7年度の活動方針

- ・令和3年10月には健康保険証としての利用が開始されるなど、デジタル社会の基盤となるマイナカードの更なる利活用を推進する国の方針に県・市町も協力して取り組む。
- ・各市町における利活用の取組に反映できるよう、課題検討会内での意見交換を通じ参加者のニーズを確認するとともに、県内外市町の先進・優良事例の共有等行う。

d 指定金融機関等に対する手数料(市町行財政課)

令和6年度の活動実績

【活動方針】

課題検討会の開催や定期的なフォローアップ調査を通じて、金融機関からの手数料引き上げ要請の有無等や各市町における対応方針、公金納付のデジタル化に向けた対応状況等について情報共有を図る。

【活動実績】

項目	主な内容
第1回課題検討会 (R6/7/3 開催)	(県)来年度以降の窓口収納手数料負担の考え方を情報提供 (市町)今年度の窓口収納手数料負担状況及び金融機関からの来年度以降の窓口収納手数料の要望状況を共有
フォローアップ調査 (8月以降、計6回)	来年度の窓口収納手数料等の予算措置の見込みや公金納付のデジタル化に向けた対応状況を共有

令和7年度の活動方針

課題検討会の開催や定期的なフォローアップ調査を通じ、収納手数料が低廉なeLTaxの各市町における対応状況等を共有し、今後予定される収納手数料の引上げに対応する。

13

e 持続的な土木インフラ維持(市町行財政課)

令和6年度の活動実績

【活動方針】

土木技術職員の確保方策(採用・育成)や、効率的なインフラ維持管理手法(管理の外部委託、広域連携による管理等)に関する全国の先進・優良事例の情報共有を図り、各市町の取組に反映させる。

【活動実績】

回次	開催日	内容
第1回	R6/6/20	・ 富士市における土木技術職員人材育成に関する取組事例の共有
第2回	R6/9/3	・ 藤枝市における土木技術職員の人材確保及び育成に関する取組事例の共有 ・ ふじのくに災害復旧支援隊制度紹介
第3回	R6/11/26	・ 地域インフラ群再生戦略マネジメント制度説明 ・ 静岡県・下田市一体型道路包括管理業務の実施結果紹介 ・ 道路維持管理共同発注等広域連携の実施に関する意見交換

令和7年度の活動方針

課題検討会内での意見交換を通じ参加者のニーズを確認した上で、支援センターの活用事例や、共同発注等の広域連携事例の共有・研究を行う。

14

令和6年度の活動実績

■ 研究テーマ「地域日本語教育の推進」

< 検討会開催実績 >

○ 第一回会議

- ① 講義: 多文化共生概論、静岡県地域日本語教育の現状と課題、浜松市地域日本語教育
- ② 県と市町多文化共生担当課長による意見交換

○ 第二回会議

- ① 講義: 育成就労制度について、日本語教育基本方針(地域日本語教育、不就学ゼロの取組)
- ② 県と市町多文化共生担当課長による意見交換



< 成果 >

- ・多文化共生施策や日本語教育への関心の高まり
- ・県補助金を活用して地域日本語教育を実施する市町の増(R6:6市町 ⇒ R7:16市町)

令和7年度の活動方針

- ・令和6年度と同様に、多文化共生施策のうち重要なトピックについて勉強会や意見交換会を開催

< トピック例 >

- 地域日本語教育
- 外国人相談
- 多文化共生推進月間の取り組み
- 外国人児童の不就学
- インターカルチャラルの理念普及

- ・国・県の動きや市町の抱える課題を共有し、多文化共生施策の更なる推進を図る

令和6年度の活動実績

○課題検討会の開催実績

回次	開催日	内容
第1回	令和7年 1月28日	<ul style="list-style-type: none"> 県内の人手不足の現状や課題の把握 県・市町の人手不足の現状や課題について意見交換
第2回	令和7年 3月12日	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業の人手不足に係る課題に対する解決手法ごと、グループに分かれ、各市町からの事業提案に基づき詳細を検討 提案のうち、中小企業における人材確保策として、効果的と考えられる提案を県がモデル事業として選定し、提案市町が、令和7年度に実施

令和7年度の活動方針

【取組方針】

モデル事業として実施した事業について、全市町へ横展開

【研究内容(案)】

＜実践結果について＞

令和7年度に実施したモデル事業について、実施市町から実績や効果について発表いただき、全市町で意見交換を行う。

モデル市町	モデル事業内容	特色
長泉町	<ul style="list-style-type: none"> 正社員採用の為、職業紹介事業者へ支払う経費、手数料への補助 	他市町 実施無し
西部地域	<ul style="list-style-type: none"> 広域連携による就職イベントの実施 	広域連携
三島市	<ul style="list-style-type: none"> 産学官連携による企業ブランディング活動セミナーの開催、先進事例の見学の他、大学と連携したディスカッションの実施 	産学官 連携

h 文化芸術と多分野との連携による地域活性化(文化政策課)

令和6年度の活動実績

○課題検討会の開催実績

回次	開催日	内容
第1回	令和7年 2月26日	○講演「Uターンした天竜二俣での10年間の活動で見えてきたこと」 (講師:山ノ舎 代表 中谷明史氏) ○トークセッション「天竜二俣のキーパーソンと考えるまちづくり」 (中谷氏×アーツカウンシルしずおか 鈴木ディレクター) ○ワークショップ

・当日の参加者

参加形式	市町	県
対面	13人(8市1町)	14人(4部局7所属)
Web	15人(10市2町)	2人(1部局2所属)

右: 令和7年3月27日付静岡新聞より

文化芸術と地域活性化
天竜区事例にヒント探る

県と市町が政策課題を共に解決に取り組む行政経営研究会は、この「文化芸術と多分野との連携による地域活性化」の課題検討会を静岡市葵区で開いた。各市町の職員の文化芸術の力を活用し、まちづくりのヒントを探った。空き店舗を改装した飲食店や無人駅を活用したホテルなどの運営を手がける浜松市天竜区の中谷明史さんが講師を務めた。中谷さんは10年ほど前に東京からUターンし、衰退する千里の持続可能性を向上させることを目標に活動してきた。Uターンして活動してきた住民と来訪者をつなぐ場所になったといい、「取り組みが点から面に広がってきた。20年近く新規開店がなかった商店街に多様な種類の店が出始めている」と手応えを語った。

県民の文化芸術活動を後押しする「アーツカウンシルしずおか」の鈴木一太郎プログラマー・ディレクターと対談し、地域で新たなことに挑戦しようとする人々と、日常生活を送る住民との間を取り持つ人材の重要性を指摘した。検討会では2026年にかけて文化政策を生かしたまちづくりや観光振興、移住促進などの先進事例を学ぶほか、市町や部署を超えた職員同士の情報交換などを通して施策への反映を目指す。

h 文化芸術と多分野との連携による地域活性化(文化政策課)

令和7年度の活動方針

【この検討会で目指すこと】

- 文化芸術の力を活用したまちづくり等の先進事例研究
- 市町や部署の枠を超えた、職員同士の対話による継続的な交流と情報交換
- 各市町の文化行政等の状況把握による県が行う施策のブラッシュアップ



【スケジュール(案)】

令和7年度	開催時期
第2回	5~6月頃
第3回	8~9月頃
第4回	11~12月頃
第5回	1~2月頃

- ・東・中・西部で巡回開催予定
- ・各地域で先進的な活動を展開しているキーパーソンによる取組紹介、意見交換
- ・アートの手法によるワークショップ等